

ヤスクニ通信 YASUKUNI NEWS

郵便振替口座番号：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒153-0061 東京都目黒区中目黒3-13-29

教会は国家に対して常に目を注ぎ…信教の自由・政教分離・平和

平良仁志(堺教会牧師)

◆バプテストとしての信仰的課題・証し

「国家お救い」に招かれている全ての人間の尊厳を守るべきであるが、決して良心の主となることはできない。良心の主は神のみである。信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目を注ぎ、このために祈り、神のみ旨に反しない限りこれに従う（日本バプテスト連盟信仰宣言）とあるように、バプテストの際立った信仰的特長は、自覚的信仰と、そのための良心や信教の自由・政教分離の原則の主張にあります。

17世紀の英国に出現したバプテストは、当初から「信仰は国王の介入することではない」、「諸個人の良心の自由を賦与することこそ統治者の義務であり、諸個人の良心の自由の賦与なくしては、他のあらゆる自由は自由と名づけるに値しない」、「万人に対して信教の自由（信仰を持たない人の自由も）が保障・擁護されるべき」と主張してきました。

良心や信教の自由を初めとする様々な自由や人権を侵し、平和を破壊する「神のみ旨に反する」動きに対して反対するのは、教会・キリスト者としての信仰的課題・証しです。

◆2月11日は「信教の自由を守る日」か「建国記念の日」か

2月11日は戦前、「紀元節」と呼ばれた神権天皇制軍国主義の祭日で、学校では厳かに式が行なわれ、「神武天皇東征」「皇室のありがたさ」等が説かれ、「神国日本」というような偏狭なナショナリズムが植えつけられました。また、神権天皇制軍国主義の精神的支柱として創出された国家神道・靖国神社は、戦争被害者の悲しみを利用し、被害者を加害者に組み込み、戦争の美化・推進機能をもつ軍事・宗教・政治施設でした。

そのような状況下で、キリスト教界も、当初は信教の自由を圧迫され迫害されるなど被害者でしたが、やがて戦争に組み込まれ、積極的に関与し、加害者になっていったのです。

戦後、国家神道は廃止されましたが、戦争の反省も束の間、戦前回想の動きが始まり、1966年、旧「紀元節」が「建国記念の日」と制定されます。ふり返ればよくわかるのですが、この紀元節復活は、その後続く靖国神社法案提出、元号法制定、靖国公式参拝、君が代日の丸強制などへの飛び板となったのです。平和を願う人々やキリスト教会は自らの戦前の悔い改めと共に抗議の意味をこめて、「建国記念の日」ではなく、「信教の自由を守る日」として今日に至っています。

◆信教の自由・政教分離・人権・平和、靖国・天皇制(教)問題

信教の自由は第一次の人権で、その他の諸々の人権や平和を守る防波堤です。信教の自由が侵され始めると、思想や表現、教育の自由なども侵され、やがて平和が破壊されていきます。防波堤は微小な穴から壊れていきます。信教の自由が保証されるためには、政教分離（マルコ12:17、ローマ13:1~7）の原則が確立していかねばなりません。政教分離とは、政治権力（行政、政府）と宗教が分離されなければならないという意味であって、教会や信仰者が政治的な事柄に関与してはならないという話ではありません。

伝道も教会教育も、その目的は「生の全ての領域」における神の平和の実現であり、私達の連盟は、十戒を通して「平和に関する信仰的宣言（平和宣言）」へ導かれました。そこでは、先ず、何ものをも神としてはならないことが強調されます。何かの偶像化やその崇拜・悲劇をもたらします。戦前も神でない

者（天皇）が神（現人神）とされた時、信教の自由が奪われ、戦争は拡大されて行きました。平和論者もが口にしませんでした。問題はその内容です。聖書の平和（マタイ5:9）はロバの子に乗った主（マルコ11:7）の武力によらない平和（イザヤ2:4、マタイ26:52）、包括的平和（申命記10:17~19）です。そういう意味で、命、健康、人権、家族、人間関係、故郷、住居、仕事、学校などの全てを奪い破壊する危険性を内包した原発もキリストの平和に反するものです。信教の自由が奪われる時も、戦争や原発が推進される時も、偽証がなされてきました。

◆最近の危険な動きと今後の課題

今、大阪では、大阪維新の会（日本維新の会に統合）の「君が代条例」「教育基本条例」等（細分化され名称は様々に変化。詳細や堺教会の反対運動は『福音と世界』2012年5月号の拙文参照）によって、思想・良心や信教の自由などが侵され、教育が破壊され続けています。また、神奈川ではカトリック教会への警察署員無断立入事件が発生。現代治安維持法である「共謀罪」「秘密保全法」等の再浮上も危惧されます。為政者は戦争などの悪しきことを推し進める時、しばしば宗教（靖国神社問題など）や教育（君が代日の丸強制・教科書問題など）を侵します。維新の会は育鵬社の教科書を勧め、靖国神社遊就館の大阪版を造ろうとしています。日の丸・君が代はお近代天皇制（教）のシンボルマークと讃歌であり、軍国主義の象徴ですから、それらの強制は、クリスチャンをはじめ多くの人々にとって、良心や思想、信教の自由を侵すものです。

大阪維新の会（日本維新の会）の狙いの一つは、憲法9条等の改悪です。新政権も7月の参院選までお鳴りを潜めているでしょうが、参院選の結果次第で、双方が拮抗するなどして、最悪の事態になることが案じられます。既に、「国防軍」云々、「防衛費の増加」などが始められているのですから。

「遅すぎた」（ニーメラー、註2）ということにならないために、憲法改悪の企みに警戒を深め、新たな即位の礼・大嘗祭（註1）などの動きも含め、「教会は国家に対して常に目を注ぎ」、いよいよ「私達を礼拝を第一」（平和宣言）とし、十字架と復活の主を仰ぎ見つつ、「闘いは勝たない」（ヨハネ1:5）ことを信じて、信教の自由を守るために歩んでいきたいと思えます（使徒行伝4:19,5:29）。

（昨年10月に書いて、『聖書教育2013年1~3月号』に掲載したものに一部加筆した）

註

1、「大嘗祭」 「天皇が即位後、初めて新穀を天照大神および天神地祇に供え、自らも食する、一代一度の新嘗祭の祭事」（大辞林）で、神性が付与される。

2、「遅すぎた」 ヒットラー・ナチスへの抵抗運動を指導したドイツ告白教会牧師 M.ニーメラーの有名な「ナチスが共産主義を弾圧した時、私は多少不安だったが、共産主義者ではなかったから何もなかった。ついで、ナチスは社会主義者や労働組合を弾圧した。前よりも不安になったが、何の抗議もしなかった。ついで、学校が、新聞が、ユダヤ人が攻撃された。不安は増大したが、それでも、私は行動しなかった。ナチスはついに教会を弾圧してきた。私は牧師だったから行動した。しかし、既に遅すぎた」の一節。

【新聞他 拾い読み】

■東京高裁判決

「一部勝訴」「都教委の暴走に歯止め」

本日10月31日、東京「君が代」裁判二次訴訟（控訴人64名）の東京高裁判決がありました。東京高裁第15民事部（井上繁規裁判長）は、本年1月16日の最高裁判決を踏襲して、一審東京地裁判決を変更し控訴人64名のうち21名の減給・停職処分を取り消しました。判決直後の裁判所前の旗出しは以下の通りでした。「一部勝訴」「減給処分は違法」「停職処分は違法」「都教委の暴走に歯止め」（東京「日の丸・君が代」訴訟HPより）

■君が代訴訟で賠償を初認定

東京高裁差し戻し審

学校行事で国歌斉唱の際に起立しなかったことなどを理由に停職処分を受けたのは不当として、元東京都立養護学校教諭の女性（62）が都に300万円の損害賠償を求めた訴訟の差し戻し控訴審判決が7日、東京高裁であった。南敏文裁判長は「処分は一律的に行われ、慎重に考慮されていなかった」として都教育委員会側の過失を認定、30万円の支払いを命じた。不起立をめぐる懲戒処分に対し、賠償が認められたのは初めて。

元教諭は平成18年1月の学校行事で国歌の起立斉唱に応じず、停職1カ月の処分を受けた。処分取り消しと賠償を求めた元教諭らの訴えに対し、最高裁は今年1月、「基本的に戒告処分までが懲戒権者の裁量の範囲」と判断。元教諭の停職処分の取り消しを命じ、都教委側の過失の有無などを審理し直すよう高裁に差し戻していた。

南裁判長は元教諭の損害について「教壇に立てないことで被った不利益は、停職期間中の給与の支払いで回復されるとはいえない」とした。都教委は「判決は遺憾。内容を確認し、今後の対応を検討する」とコメントした。

（産経 20121107）

資料 東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟（二次訴訟）
原告団・弁護団 声明

1. 本日、東京高等裁判所第15民事部（井上繁規裁判長）は、都立学校の教職員64名（以下、「控訴人ら教職員」という）が「日の丸・君が代」強制にかかわる懲戒処分（戒告46件、減給21件、停職1件）の取消しを求めていた事件について、各処分のうち、減給及び停職処分合計22件の処分が、東京都教育委員会（以下、「都教委」という）の裁量権逸脱・濫用に当たり違法であるとしてこれらを取り消す判決を言い渡した。
控訴人ら教職員は、各校長による卒業式等の国歌斉唱時に起立斉唱あるいはピアノ伴奏を命じる職務命令に従わなかったとして懲戒処分を受けたものであるところ、原審判決（東京地裁民事第19部2011年7月20日）は、これらの懲戒処分はいずれも裁量権の逸脱・濫用には当たらないとして控訴人ら教職員の請求を棄却していた。本判決は、この原審の判断を変更し、減給以上の処分を取り消したものである。
2. 都教委は、2003年10月23日通達（以下、「10・23通達」という）及びこれに基づく職務命令により、卒業式等における国旗掲揚・国歌起立斉唱を教職員に義務付け、命令に従えない教職員に対し、1回目は戒告、2、3回目は減給（1～6ヶ月）、4回目以降は停職（1～6ヶ月）と、回を重ねるごとに累積加重する懲戒処分を繰り返す「国旗・国歌の起立斉唱の強制システム」を実施してきた。
本年1月16日、最高裁判所第一小法廷は、これらの処分のうち、「戒告」は懲戒権の逸脱・濫用とまではいえないものの、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」とし、実際に「減給」及び「停職」処分は相当性が無く、社会通念上著しく妥当を欠き、懲戒権の範囲を逸脱・濫用しており違法であると判示した。本判決は、この最高裁第一小法廷判決の判断を踏襲し、減給以上の懲戒処分を違法としたことは、東京都が実施してきた「国旗・国歌の起立斉唱の強制システム」を断罪したものであって、都教委の暴走に一定の歯止めをかける判断として評価できる。
3. しかしながら、一方で本判決が前記最高裁判決に引き続き、控訴人ら教職員の受けた処分の多数を占める「戒告」が懲戒権の逸脱・濫用にならないとしたことは遺憾である。また10・23通達・職務命令・懲戒処分が、憲法19条、20条、23条、26条違反及び改定前教育基本法10条（不当な支配の禁止）に該当し違憲違法であるという控訴人ら教職員の主張についても、従前の判決を維持し、これを認めなかった。これらの点は事案の本質を見誤るものであり、きわめて遺憾というほかはない。
4. 都教委は、前記最高裁判決及び本判決によって厳しく批判された「国旗・国歌の起立斉唱の強制システム」を見直し、教職員に科した全ての懲戒処分を撤回するとともに、将来にわたって一切の「国旗・国歌」に関する職務命令による強制をやめるべきである。
都教委は直ちに10・23通達を撤回し、教育現場での「国旗・国歌」の強制と、「国旗・国歌」強制に象徴される教職員に対する管理統制をあらためるべきである。わたしたちは今後も「国旗・国歌」の強制を許さず、学校現場での思想統制や教育支配を撤廃させ、児童・生徒のために真に自由闊達で自主的な教育を取り戻すための取り組みを続けることをあらためてここに宣言する。 2012年10月31日

■衆院選：自民党の公約、100年前に逆戻り

来月16日に行われる衆議院議員総選挙で政権獲得が確実視されている自民党が21日、戦争を放棄し軍

隊の保有を禁止した「平和憲法」を改正し、集団的自衛権を導入したり、国防費を拡充したりするなど、極

右的な選挙公約を打ち出した。自民党はまた「竹島（独島の日本名）の日」を記念する行事を政府主催で行う方針を打ち出した。このほか、過去の歴史に対する反省を盛り込んだ歴史教科書は「偏向した自虐史観」だとして全面的に改める方針を示した。一方、自民党は憲法改正により、天皇を国家元首に格上げすることも公約した。・・・自民党がこの日打ち出した選挙公約は、日本の侵略戦争に対する責任を根本的に否定するものだ。過去の国家による過ちを認め、再び戦争を起こさないと誓った平和憲法を破棄し、事実上、戦前の体制に戻るという意味だといえる。

（朝鮮日報日本語版 20121122）

■＜公明＞山口代表は否定的

自民の公約「国防軍」へ改憲

公明党の山口那津男代表は22日、自民党が衆院選公約に自衛隊を「国防軍」とする憲法改正を掲げたことについて記者団に「今の憲法を基本的に尊重したい。専守防衛に徹する限り自衛隊の存在は合憲だと考えており、長年定着した自衛隊の名称をことさら変える必要性は今はない」と否定的な考えを示した。

（毎日 20121122）

■平和遺族会が全国総会・「憲法9条守る国会に」

平和を願い戦争に反対する戦没者遺族の会（平和遺族会）は17日、東京都内で第27回全国総会を開きました。18日まで、全国から三十数人が出席しました。嶋田祐曠代表世話人があいさつ。衆院解散・総選挙についてふれ、「再び戦没者と遺族をつくらないことが私たちの願い。平和を守り、憲法9条を守る議員が国会で多数を占めるよう私たちも頑張りましょう」とのべました。上田美每（よしかつ）事務局長がこの1年間の活動報告と活動方針案からなる議案を報告。議案は、消費税増税や米軍の垂直離着陸機・オスプレイの強行配備など危険な動きが進むと同時に、「原発ゼロ」運動など国民運動が高まっていると指摘。「新しい政治を探究するうねりを作り出し、憲法を世界の隅々まで生かした新たな平和な世界へ転換させましょう」と呼びかけています。

（赤旗 121117）

■櫻井よしこ氏

安倍晋三氏に総理としての靖国参拝を期待する

現在伝えられている情勢通りに「安倍晋三総理」が誕生するのであれば、私が期待することのひとつが、歴史問題の象徴ともなった靖国神社参拝です。安倍氏は自民党総裁としてすでに秋の例大祭にお参りしています。首相に就任してからもごく自然に参拝してほしいと思います。国家のために殉じた幾百万の尊い英霊が祀られている靖国神社を参拝することは、日本の首相にとって極めて当然の責務であり、アメリカ大統領

がアーリントン墓地に行くのと同じことです。他国から内政干渉される筋合いのものでは決してありません。
（週刊ポスト 20121214号）

■慰安婦：安倍・自民党総裁「強制動員はでっち上げ」

日本の次期首相の座に就くことが有力視されている自民党の安倍晋三総裁が先月30日、日本記者クラブの主催で行われた党首討論会で「日本軍による慰安婦の強制動員はでっち上げだ」と改めて主張した。

安倍総裁は「詐話師が書いた（慰安婦の強制動員に関する）本について日本メディアが報道したことで、強制動員が事実であるかのように広まってしまった。強制動員を証明する証拠がないということは（2006-07年の）安倍内閣の下で閣議により議決されたが、これが国内外に十分に伝わらなかった」と主張した。その上で安倍総裁は「日本メディアは事実をそのまま報じるべきだ」と述べた。安倍総裁はまた、日本政府が1993年、従軍慰安婦の強制動員を認め謝罪した「河野談話」についても「閣議での決議を経ていない」という点を強調した。安倍総裁は首相在任中の2007年、従軍慰安婦の強制動員をめぐる国会議員の質問に対し「政府が発見した資料では、軍や官憲が強制連行を直接指示する内容の記述は見付からなかった」と答弁した。一方、安倍総裁はA級戦犯が合祀された靖国神社への参拝をめぐり「首相在任中に参拝しなかったことは本当に後悔している」と主張している。

（朝鮮日報日本語版 20121201）

■日本識者

宗教・教育界の侵略協力資料まとめ本出版

日本が朝鮮半島と中国に侵略した当時、日本の宗教界と教育界が一種の宣伝作業を行った証拠を集め、各界の識者らが本を出版した。韓国・東国大学が11日、明らかにした。同朋大学名誉教授の榎木瑞生氏と僧侶の一戸彰晃氏らは、日本が朝鮮半島と中国に侵略した際、仏教とカトリック教会、プロテスタント教会などの宗教界と教育界が自発的に宣伝作業を行ったとする内容の実証資料を集めた著作「日本佛教団（含基督教）の宣撫工作と大陸」（全4巻）を発刊した。同作には日本の曹洞宗が「戦争対策本部」を設置した事実や僧侶が侵略国に入り布教活動を行いながら、日本に対する反感を弱めようと努力したことなどが記録されている。当時、日本社会が侵略に同調したことは想像できるが、活動計画や報告書形態の証拠を集めた本が出版されたのは今回が初めて。一戸氏は「この資料をただ保管しては、日本の右翼勢力によって破棄されてしまう。宗教、特に不殺生を唱える仏教が戦争を支援する活動をしたことは大変な間違いであり、事実を明らかにし反省しなければならない」と話した。同作は50部限定で発刊され、今後シリーズ形式で出版される

予定だ。曹洞宗は日本でも比較的進歩的な仏教団で、1992年には布教を理由に侵略戦争に協力したことを悔い、懺謝（仏教用語で許しを請い謝ること）文を発表した。一戸氏をはじめとする曹洞宗の一部の僧侶は、反省し悔いる意味で今年9月に曹洞宗の僧侶により建てられた全羅北道群山市の東国寺にこの懺謝文を刻んだ石碑を建てた。その後、右翼団体から攻撃を受けた。

（中央日報 201121211）

■南京大虐殺：韓日の僧侶が共同で追悼に出席

「歴史の本で見ただけだった現場を直接訪れてみると、人間がこんな蛮行をできたのかと驚き、痛ましい。このような極悪な戦争は二度と起こしてはならず、日本は悔いて反省すべき」13日正午、中国・南京の「南京大虐殺記念館」。韓国・群山にある東国寺の宗傑住職（55）は、記念館の関係者や韓・中・日の僧侶を前にしてこのように語った。韓国の僧侶として唯一この行事に公式に招かれた宗傑住職は、1937年12月17日に群山在住の日本人が行った南京陥落祝賀パレードの写真の原本ほか、南京陥落前後の新聞報道・社説など資料約120点を記念館に寄贈した。記念館側は公式の寄贈式を開き、感謝の意を表した。宗傑住職は13日の行事に、一戸彰晃住職（63）＝青森県・雲祥寺＝と共に出席した。一戸住職は曹洞（そうとう）宗の僧侶で、曹洞宗が戦前犯した罪を悔いて発表した「懺謝文（さんしゃもん）」を刻んだ石碑を、今年9月に群山・東国寺に建てた僧侶だ。（朝鮮日報 20121214）

■勝利に酔う安倍政権の暴走を警戒する

・・・安倍氏が掲げた外交・安保公約は、日米同盟だけが重要であり、そのほかの国との関係は眼中にないという印象を与える。安倍氏は戦争を放棄した「平和憲法」を改正し、自衛隊を国防軍に改編して、集団的自衛権を行使できるよう国家安全保障法を制定すると公約した。戦争が可能な普通の国、すなわち第2次世界大戦前の日本に回帰するということだ。民主党がまだ参議院を掌握し、国民投票まで通過しなければならないという点で、改憲はすぐに実現可能という状況ではない。こうした点で今すぐ肌で感じる心配は、過去の歴史と領土問題に関する安倍氏の退行的な公約だ。安倍氏は日本軍慰安婦動員の強制性を認めて謝罪した「河野談話」（1993年）と植民地支配と侵略の歴史を謝罪した「村山談話」（1995年）の修正を公約した。独島（ドクト、日本名・竹島）領有権を主張する島根県の地域行事である「竹島の日」（2月22日）を国家行事に格上げすると述べた。また中国と領有権紛争中の尖閣諸島（中国名・釣魚島）に公務員を常駐させ、第2次世界大戦のA級戦犯が合祀された靖国神社も首相の資格で参拝すると公言した。爆発性の高い危険な公約だ。（中央日報社説 20121218 より）

■衆院選：自民・安倍総裁、憲法改正の意志強調

衆議院議員総選挙で圧勝した自民党の安倍晋三総裁は17日の記者会見で、戦力の不保持を定めた平和憲法の改正問題をめぐり、日本維新の会・みんなの党と連帯していくという意向を表明した。安倍総裁は「（憲法96条を変えるため）まず3分の2は必要だ」「次の参院選で果たして（3分の2の議席確保が）達成できるかどうか分からないが、努力を進めていく。日本維新の会やみんなの党も、基本的には96条（の改正の必要性）について一致できるのではないかと語った。この発言は、憲法改正の条件を定めた憲法96条で、発議の条件が衆院・参院それぞれ「3分の2の同意」となっている部分を「2分の1」に変えた後「戦力の不保持・戦争の放棄」を定めた憲法9条を変えるという、2段階の憲法改正をしたいという意味だ。自民党と日本維新の会、みんなの党など改憲推進勢力は、衆議院で憲法改正に必要な3分の2（320議席）を超える360議席以上を確保した。しかし参議院では、改憲派は過半数に届かず、憲法改正のためには来年7月の参院選で圧勝しなければならない。安倍総裁は「（2006年に）首相になって（憲法改正の手続きを定めた）国民投票法を作った」「国民投票法というのは、憲法を変えていくための橋。いよいよ国民みんなが橋を渡って、最初に行うことは、96条の改正だろうと思う」とも語った。（朝鮮日報日本語版 20121218）

■政権移行準備 改憲に急ぎ足では困る

・・・安倍氏はきのう、公明党の山口那津男代表と会談し、両党で連立政権を樹立することを確認した。景気対策のとりまとめと震災復興を進める方針で一致し、特別国会前に具体的な政策合意を目指す。改憲問題は政策協議のテーマとはしなかったという。あいまいにしたまま連立を組むのではなし崩し的に改憲へ突き進む懸念が拭えない。安倍氏は改正の発議要件を定めた96条の見直しを先行する考えを明言した。「衆参各院の総議員の3分の2以上の賛成」から「過半数」にした上で、9条などの具体論に手を付ける道筋を描く。日本維新の会やみんなの党との連携を模索する。・・・外交は日米関係を軸にする。オバマ米大統領との電話会談では「日米同盟の強化がアジア地域の平和と安定に資する」との認識で一致した。

中国に対しては尖閣諸島問題で「交渉の余地はない」と言い切った。靖国神社参拝にも前のめりだ。教科書検定基準でアジア諸国に配慮する「近隣諸国条項」も見直す考えだ。こうした姿勢に対し、中国だけでなく米欧からも警戒感が出ている。改憲や安全保障政策は安倍氏の持論に基づくものが多い。前回の首相当時にやり残した思いもあるだろうが、当時とは内外の情勢が違う。国民に身近な課題を解決し、政治への信頼感を取り戻すことが大事だ。（北海道新聞社説 20121219）

■尖閣・靖国に踏み込むな…中国、安倍氏揺さぶり

中国の習近平（シージンピン）指導部が、日中関係の好転の糸口を探ろうと、次期首相となる自民党の安倍総裁に揺さぶりをかけ始めた。靖国神社参拝や憲法改正に向けた動きはけん制する一方で、尖閣諸島の国有化は「民主党政権の決定」だったとして新政権との対話は拒まない姿勢を打ち出し、日本の出方をうかがっているものだ。16日の衆院選以降、国営新華社通信など中国メディアは、日中関係改善に向けた安倍氏の「誠意」を占う指標として〈1〉靖国神社参拝〈2〉憲法改正〈3〉尖閣諸島——の3点を繰り返し挙げる。靖国参拝や憲法改正など中国にとって敏感な問題で踏み込んだ言動をすれば再び大規模な反日デモが起きかねないことにおわせ、自重を求めたものだ。ただ、尖閣諸島を巡っては、新華社通信が19日、「中国は対話のチャンネルを閉ざしてはいない」とする論評を配信し、領有権問題の「棚上げ」による関係修復を提案した。

（読売 20121221）

■尖閣・竹島も慎重…安倍氏、靖国参拝見送り意向

安倍政権は、政策の遂行も安全運転に徹する構えだ。自民党は衆院選の政権公約を詳細に説明した「J-ファイル」で、沖縄県の尖閣諸島に「公務員を常駐」などと明記している。しかし、安倍氏は22日、山口県長門市で記者団に、『検討する』と何回も申し上げてきた。『検討する』ことに変わりはない」と述べた。党の考えは一貫していると強調しつつ、公務員の常駐など尖閣諸島の実効支配強化策は当面「検討」にとどめ、関係が冷え込んでいる中国を刺激しない考えをにじませたものだ。安倍氏はJ-ファイルで「政府主催で2月22日の『竹島の日』に式典を開催」としたことについても、「慎重に考えたい」とトーンダウンさせている。日韓両国の首脳交代が、竹島問題で悪化した関係を修復する好機になるとみているためだ。靖国神社への参拝に関しても、安倍氏は総裁就任直後の10月、秋季例大祭に合わせて参拝したが、来年の春季例大祭での参拝は見送る意向だ。（読売 20121223）

■「日本の右傾化・軍国化は深刻な段階」

北朝鮮・朝鮮労働党の機関紙「労働新聞」は24日付紙面で、日本の総選挙で自民党が勝利したことに触れ、日本の右傾化と軍国化が深刻な水準だと懸念を示した。同紙はこの日、「大きな憂慮を生んだ選挙結果」という見出しの記事

で、次期首相となる自民党の安倍晋三総裁が憲法9条を改正し自衛隊の国防軍化、日米同盟の強化などを選挙公約として掲げ支持を集めたと説明。また、「これには日本の極右政客らが長い間推進してきた日本社会の軍国化の策動が、少なからず影響していると分析家はみている」と指摘した。さらに、極右勢力が靖国神社参拝を公式化、大衆化することに注力していると主張。「日本社会の右傾化、軍国化は深刻な段階に至り、アジアへの再侵略が目の前の現実として迫っている」とした。憲法9条改正の動きについては、「軍国主義の亡霊がよみがえり、再侵略を実現しようとする極右政客らの無謀な妄動は、日本を亡国に追いやる行為だ」と非難した。

（聯合ニュース 20121224）

■＜安倍首相＞伊勢神宮を参拝

安倍晋三首相と公明党の山口那津男代表は4日、公務を再開した。首相は三重県伊勢市の伊勢神宮を参拝。山口氏は党本部での仕事始めて、今夏の参院選について「与党で過半数を取ることが政治の安定と果敢な政策遂行をもたらす。公明党がしかるべき議席を確保することがその道を開くことにつながる」と決意を語った。・・・首相の伊勢神宮参拝は新年の恒例行事で、外宮と内宮を参拝。参拝後、年頭の記者会見を行い、同日夜に帰京する。（毎日 20130104）

■資料 伊勢神宮参拝に抗議する

内閣総理大臣 安倍晋三 様

あなたは、2013年1月4日に伊勢神宮を参拝した。私たちは、2012年12月26日付で、あなたが伊勢神宮に参拝しないように要請した。それにもかかわらず今回伊勢神宮を参拝したことに対して、あらためて遺憾の意を表し、強く抗議する。

言うまでもなく今回の伊勢神宮参拝は、公的立場にある者が「いかなる宗教的活動もしてはならない」とする日本国憲法大20条3項の「政教分離の原則」に反することであり、明らかな違憲行為である。

伊勢神宮は、皇室の祖先神が祀られているとされ、戦前は靖国神社と並び国家神道を支える重要な役割を果たしてきた。戦後伊勢神宮は、国から完全に切り離されたが、現実には約8万の神社を包括する神社本庁の本宗として、重要な位置と役割を占めていることに変わらない。

あのアジア・太平洋戦争時において、私たち日本人の多くは、天皇制軍国主義に大変苦しめられた。それにも増して、アジア諸国の人々は、日本軍の侵略によって甚大な犠牲を強いられ、特に侵略した国に次々と建てた「神宮・神社」に参拝まで強制させられ、果てはそれを拒否したために投獄され、死までも強いられた苦難の歴史を負っていることを、加害者である日本国・日本人は忘れてはならない。

このような視点に立ち、あなたの伊勢神宮参拝が、いまわしい戦争責任を不問に付すことに通じ、多くの人々にどれだけの不信感を抱かせ、傷つけているかは想像を絶するものがある。また、今後ますます求められている隣国との和解や友好の促進、共存社会の形成に大きな阻害要因になって行くことは言うまでもない。

以上のことから、今回の伊勢神宮参拝が、国と天皇制との結び付きを強化し、伊勢神宮を国の宗教施設とすることに道を開ききっかけとなることを危惧する。今後は二度と伊勢神宮を始め、神社への参拝をしないよう要請する。

2013年1月4日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 坂内宗男

■首相靖国参拝、賛成56%＝反対は26%

時事通信が11～14日に行った世論調査で、安倍晋三首相の靖国神社参拝について尋ねたところ、「参拝すべきだ」と答えた人が56.7%に上った。沖縄県・尖閣諸島をめぐる問題で悪化した対中感情などが背景にあるとみられる。「参拝すべきでない」は26.6%だった。首相は在任中に参拝するかどうか明言を避けているが、参拝賛成の世論が強まれば、首相の判断に影響を与える可能性もある。(時事 20130121)

■瀬戸際に立たされる憲法

◇「国防軍」で何をする・・・半世紀以上も憲法が変わらないのは国民の厭戦(えんせん)だけが理由ではありません。1995年の「村山談話」の通り、植民地支配と侵略によって多大な迷惑をかけたアジアの国々に、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを示し続ける必要があるからです。心配なのは、こうした見方を自虐史観と決めつけ、憲法改正を目指す動きが盛り上がっていることです。過去の“反省”を見直したうえで、自衛隊を「国防軍」に変え、集団的自衛権行使の容認に転じる。「国のかたち」が変わって誕生する、古くさ

しは米紙ニューヨーク・タイムズも批判しています。国際社会が力によって成り立つ現実を無視するわけはありません。その力には政治力、軍事力などさまざまあるのです。例えば、20年続く自衛隊の海外派遣は国際貢献の文脈で行われてきました。国連平和維持活動(PKO)としてアフリカの南スーダンに派遣されている部隊は「国づくり」に貢献しています。国際緊急援助隊としての自衛隊は地震、津波などの被害に遭ったのべ12カ国で活動してきました。冷戦後、多くの国で国防費が削減され、軍隊の災害派遣が困難になる中で、自衛隊はむしろ積極的に活用されています。国際社会から「まじめで礼儀正しい」と高く評価されているのは、武力行使せず、「人助け」に徹してきたからです。わが国は、自衛隊という軍事組織を使いながら、巧みに「人間の安全保障力」を高めてきたのです。衆院選挙で憲法改正を公約した自民党などは、そうした現実を無視するのでしょうか。憲法を変えて何がしたいのか。米国が始める戦争に参戦する、日本維新の会の石原慎太郎代表が主張したように拉致問題を解決するため武力で脅すなど不安な光景が浮かびます。

(東京新聞社説より 20130107)

【新刊紹介】

◇『大学における戦没者追悼を考える』

著者には既に『共同研究 太平洋戦争と慶應義塾』『証言 太平洋戦争下の慶應義塾』(慶應義塾大学出版会)など、優れた共同研究がありますが、共同研究の集大成とも言うべき戦時下における大学、および大学と戦没者追悼の問題に関する論考集。この種の本は、あるようでなかったのではないかと思います。本書では、慶應義塾大学に留まらず多くの大学の事例を紹介されています。大学関係者のみならず、教育関係者には必読本。



(白井厚著・慶應義塾大学出版会 2,625円)

◇『キリスト教会と天皇制・新教新書 272』

土肥昭夫の天皇論に関しては、『天皇とキリスト近現代天皇制とキリスト教の教会史的考察』(土肥昭夫・新教出版・1204)において、すでに明らかにされているが、本書は、『靖国・天皇制問題情報センターの通信』の巻頭言に03年から08年まで連載されていた論考や、昭和天皇代替り時論考が掲載されている。個人的には、75年『つぶて』の原稿が再録されていることが嬉しい限りなのですが、「比較的読みやすい作品」(あとがき)が載せられています。新たなXデーに向けても一読をお奨めしたい本です。



(土肥昭夫著・新教出版 1,785円)

「わたしたちは天皇制をなぜ問題にするのか～天皇の代替わり問題とキリスト教Q&A」を読んで

宇都宮毅(岐阜バプテスト教会牧師)

この度出版された「天皇の代替わり問題とキリスト教Q&A」は、まさにいつ起こってもおかしくない天皇の代替わりを質問形式で、読み手側にわかりやすく説明されています。この著書の主題は、ブックレットの表紙に述べられていますとおり「わたしたちは天皇

制をなぜ問題にするのか」ということです。その私たちとは、キリスト者であり、キリスト教会です。天皇制については、教派、キリスト者個人、教会によって、いろいろな考え方が持たれています。それを私たちキリスト者が「天皇制は問題である」と言うには、聖書

理解や信仰理解がそこに必要とされるでしょう。その点から、このブックレットについて、語らせていただきたいと思います。

天皇の代替わりの式典にあたって、私たちキリスト者が問題にするのは、「十戒」の第一戒と政教分離の視点においてでしょう。「大喪の礼」「大嘗祭」「即位の礼」とも国費で行われ、「大嘗祭」においては天皇の神格化の儀式であることが、このブックレットで述べられています。十戒からも政教分離の視点からも問題ある代替わりの儀式について、「イエスによる神の国は、地上にある特定の人間や制度を絶対とした人間による支配ではなく、神による支配を見出し希求する生き方です」

(A9)と語られ、キリスト教会が批判的に向かい合っただけで問題とするのだと述べられています。イエスの「神の国」のメッセージは、「森喜朗首相が日本は天皇を中心とする神の国と語った、いわゆる『神の国発言』とは別の原理だ」(A9)と述べられていますが、「八紘一宇」の思想を持った天皇を現人神だと考える人々にとって、同じ論理にならないだろうかと心配しています。その同一性をはっきり否定するために、主告白という視点が必要ではないかと思えます。神の国の主は誰なのか、創造主と被造物との関係としてどう考えるのか、そこをはっきりしない時、イエスの「神の国」は別の「神の国」と変換される可能性があると思うのです。

またキリスト者の見張り者の役割について、「この反省（戦争責任告白）の上に立ってキリスト者やキリスト教会は、現代社会と対話する中で聖書を読みながら、神からの呼びかけを『時のしるし』として受け止め、それを発言する『見張り』役としての使命があるとの自覚を深めています」(A10)と語られています。この点において、確かに罪責告白（戦争責任告白）は大切であり、受肉させておこなうてはならないことであることを思えます。しかし、その罪責告白の根本である主告白を貫くことにおいて、見張り役としての使命があることまで述べていただければと感じてしまいます。主告白を守れなかったから、罪責告白があるのであり、もともと私たちキリスト者は、主告白する者として、見張り役の務めがあることを、大胆に語っていただきたいと思えます。さらに、その使命は何かということが、「告白者」「証し人」「預言者」の三つの言葉でまとめられています。悪と不正を指摘し、苦しむ人びとに寄り添い、人びとに警鐘を鳴らすということでもあります。もう少し具体的な行動を示していただいてもよかったです。ではないでしょうか。連盟ヤスクニ委員会が出版した「その時教会は・・・」においては、「私たちの信仰と天皇制について、教会や地方連合などで学習する」、「あらゆる機会に天皇の神格化に抗議する」、「教会として反対声明を出し、抗議の集会を主催したり、参加する」、

『大嘗祭』反対の署名活動を広く教会内外で推し進めて行く」と具体的に語られていて参考になります。各教派の立ち方等が違うために、具体的なことは述べられないのかもしれませんが、どうしても曖昧さを感じてしまいます。

「聖書から天皇制をどのように考えるのか」(Q11)において、マタイ 20 章 25 節～27 節が挙げられています。「イエスが、十字架に自分の命を献げた僕としての姿に、神の国の権威の姿が現れています」(A11)と語り、「神が立てた権威」は一般社会での権威とは違うことを言っています。だから私たちもイエスに従って、僕として仕える者となる必要があると言っているのでしょう。けれども、なぜ権威がここで取り上げられているかを考えるなら、ローマ 13 章 1 節の「上に立つ権威に従うべきである」という聖書箇所も載せていただきながら語って下さった方が、わかりやすかったらと思います。教会内において、クリスチャンは天皇（制）にも従うべきだという声は、このあたりから語られることが多いからです。私たちキリスト者は、どの権威に従うのか。それは、天皇の権威を頂点とする支配体制とは違い、イエスに倣い、低み、弱さを象徴する十字架に向う神の権威であるということ語っていききたいと思います。

「天皇制反対することは伝道の妨げとなるのではないのでしょうか？」(Q26)では、その考え方がキリスト者であるより、日本人であることを重んじることから起こっており、出エジプト記の十戒第一項目違反になると述べられています。確かにそのとおりでしょう。しかし、もっと語っていただくとするなら、「真の神を神とする」ということは、伝道であり、まさに今の宣教であると述べていただきたかったと思います。神を神とするというのは、本物を示すことです。戦時中、「神道は宗教にあらず」や「神道は、伝統、文化、慣習である」と語られていたごまかし思想に対して、私たちはしっかりと対峙していかなくてはならないと思えます。

最後になりますが、このブックレットには天皇制が及ぼす社会への影響があまり語られていません。また天皇制を支えている根底の考え方についても、あまり記述されていません。天皇制は犠牲を必要とするという構造に対する批判は大切だと思います。次のブックレットに期待をしたいと思います。

勝手なことを述べさせていただきましたが、このブックレットは、天皇制というものが、どれほど聖書のみ言葉とは違うものなのかということを示してくれており、天皇制を理解する上での入門書であると言えます。天皇代の替わりがいつやってもおかしくない時だからこそ、ぜひ多くのキリスト者に読んでいただきたいと願います。



2013年 「2・11信教の自由を守る日」 全国の集会案内

【きたかん2・11集会】

- ◇テーマ：「建国記念の日
～戦前の加害者としてのキリスト教」
～戦時下の礼拝式順序を例として～
- ◇講師：辻子実（恵泉教会員
連盟ヤスクニ委員）
- ◇日時：2月11日（月）13：00～15：30
- ◇会場：日本バプテスト浦和キリスト教会
- ◇主催：北関東地方連合社会委員会
- ◇問い合わせ先：
日本バプテスト浦和教会
社会委員会委員長 柴田良行

【関西地方連合 2・11集会】

- ◇テーマ：「信教の自由・教育・平和が危ない...
～キリスト者の立場から考える」
- ◇講師：平良仁志（堺キリスト教会牧師）
- ◇日時：2月11日（月）14：00～16：30
- ◇会場：日本バプテスト大阪教会
- ◇問合せ先：堺キリスト教会・平良仁志

【北九州バプテスト2・11集会】

- ◇テーマ：「いま、バプテストを生きる」
- ◇講師：加藤誠（日本バプテスト連盟常務理事）
- ◇日時：2月11日（月）13：00～15：00
- ◇平和宣言交読、連合聖歌隊・連合少年少女聖歌隊賛美、チェロとバイオリンによる賛美等
- ◇主催：バプテスト北九州地方連合
社会・ヤスクニ委員会

【信教の自由を守る2・11札幌集会】

- ◇テーマ：「その時、教会は？」
～信教の自由をめぐる闇と光」
- ◇講師：松坂克世氏（旭川東光キリスト教会牧師）
- ◇日時：2月11日（月）13：30～
- ◇会場：教団札幌北光教会
- ◇主催：札幌キリスト教連合会
信教の自由を守る委員会
- ◇連絡先：札幌北光教会 011-771-4410（久世）

【東北連合『信教の自由を守る日』集会】

- ◇テーマ：
信仰告白としての十戒「殺してはならない」
～「信じる自由」が脅かされている中で～
- ◇講師：小河義伸（仙台基督教会牧師）
- ◇日時：2月11日（月）11：00～14：15
- ◇会場：日本バプテスト仙台基督教会
- ◇問い合わせ先：堀籠重次郎（小松ヶ丘伝道所）

なくせ！建国記念の日・許すな！靖国国営化 2・11東京集会

- ◇テーマ：改悪をゆるさせないために
～わたしたちのゆずれないもの
- ◇講師：伊藤真（弁護士）
- ◇日時：2月11日（月）14：00～16：00
- ◇会場：在日本韓国YMCAアジア青少年センター
- ◇主催：2・11東京集会実行委員会
（恵泉教会）

日本バプテスト連盟 教会音楽室 「戦時下の賛美歌から考える」集い

- ◇テーマ：戦時下の賛美歌の
ことばと信仰をめぐって
- ◇講師：辻子実（恵泉教会員
連盟ヤスクニ委員）
- ◇日時：2月19日（火）19：00～21：00
- ◇会場：日本バプテスト連盟事務所
- ◇主催：連盟宣教部教会音楽室
連盟賛美歌検討専門委員会
- ◇協力：連盟靖国神社問題委員会

【信教の自由を守る函館・道南キリスト者集会】

- ◇テーマ：人としての尊厳を守るために
～良心、信教の自由に生きる
- ◇講師：古賀清敬（北星学園大学准教授）
- ◇日時：2月11日（月）13：30～15：00
- ◇会場：日本キリスト教団函館千歳教会
- ◇主催：信教の自由を守る函館キリスト者連絡会

【発行責任】

日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会
委員長 奥田知志
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4
TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092